

廃棄物の 適正な処理の確保に 関する条例



～ 廃棄物の適正な処理の確保に向けて ～

この条例は、本県において、産業廃棄物の適正な処理に関する規制、廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手続その他必要な事項を定め、廃棄物の適正な処理を確保し、県民の生活環境を保全することを目的として制定したものです。

1 事業者、県民の責務

- ◆ 事業者^{※1}は、産業廃棄物の適正な処理を行うために必要な管理体制を整備するように努めなければなりません。
- ◆ 県民は、廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、直ちに県やその他関係機関等（警察、土地や施設の管理者等）に通報しなければなりません。

※1：事業活動を行うことによって廃棄物を生じさせる全ての事業者をいいます。



廃棄物の不法投棄を発見したら、速やかに県等に通報してください。

(県の通報先は、不法投棄ホットライン 0120-530-386

又は地域振興局環境課（連絡先は7ページ参照）

2 産業廃棄物の処理等に関する基準

A 産業廃棄物の保管の基準

- ◆ 地面を掘り下げて廃棄物を保管する場合は、底面及び側面を不浸透性の材料で覆うとともに、雨水が入らないように屋根等を設置する必要があります。
- ◆ 火災の発生を防止する措置を講じるとともに、消火器等の消火設備を備えなければなりません。

改善命令	基準に適合しない処理等が行われた場合、改善命令の対象となります。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
------	----------------------------------	--------------------

B 木くずの保管期間、木くずチップの保管期間及び保管基準

- ◆ 木くず^{※2}の保管期間を原則90日以内とします。



90日以内に適正に処理してください。

- ◆ 木くずチップ^{※3}の保管期間を原則180日以内とします。



保管場所への掲示板の設置も必要になります。

- ◆ 木くずチップの保管基準として、廃棄物処理法^{※4}の産業廃棄物保管基準を準用します。

※2：条例で保管期間を規定する「木くず」は、建設業（工作物の新築、改築又は除去）に伴って生じた木くずに限定しています。

※3：条例で規定する「木くずチップ」は、産業廃棄物である木くずを切断し、破碎し、又は粉碎したもので廃棄物以外のものをいいます。

※4：廃棄物処理法とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をいいます。

改善命令	基準に適合しない木くずチップの保管が行われた場合、改善命令の対象となります。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
------	--	--------------------

◎ 木くずチップの使用に関する基準

- ◆ 解体木くず、廃棄物が付着又は混入したもの及び長さが10cmを超える木くずチップは、原則として使用してはいけません。
- ◆ 木くずチップを使用する場合は、次の使用方法を守ってください。
 - マルチングの目的で使用する場合は、厚さ10cm以下とすること。
 - 路面の保護材等として使用する場合は、使用箇所を明確にし、飛散流出させないこと。
 - スキー場では、路面の保護等の目的以外には使用しないこと。 等

3 排出事業者等の講ずべき措置

▲ 排出事業者の講ずべき措置

- ◆ 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、その発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるように必要な措置を講じなければなりません。

産業廃棄物の処理を委託する際に講ずべき措置の例

- 適正処理に要する市場価格の調査
- 委託先の行政処分の状況
- 環境マネジメントシステム等の取得状況
- 処理委託前の処理施設の現地確認 等



県内において、不適正処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、支障の除去等の措置を講じるとともに、その措置内容を記載した報告書を県に提出しなければなりません。

措置を講じた日から14日以内に報告すること。

勸告	産業廃棄物の不適正な処理により、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合、排出事業者に対し支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講ずるよう勧告することがあります。	勧告に従わない場合、公表することがあります。
----	---	------------------------

③ 工事発注者（工事発注事業者）の講ずべき措置

工事発注者（及び工事発注事業者^{※5}）は、建設工事の発注に当たって次の事項を確認しなければなりません。

《確認する事項》

- ◆ 建設工事の請負契約の締結前に、建設廃棄物の適正な処理費用、産業廃棄物の処理を行う者の氏名、住所、許可番号、行政処分等の状況を確認すること。（工事受注者^{※6}が自ら廃棄物を処理する場合は、その積替え、保管又は処分を行う現地の状況を確認すること。）
- ◆ 建設工事の請負契約の締結後に、産業廃棄物処理委託契約書の記載事項を確認すること。（工事受注者が産業廃棄物の処理を委託した場合に限る。）
- ◆ 廃棄物の最終処分後に産業廃棄物管理票の写しを工事受注者から受領すること。（工事受注者^{※6}が自ら廃棄物を処理する場合は、これに代えて処分を行った産業廃棄物の種類ごとの数量や処分を行った場所の現地の状況を確認する。）
- ◆ 確認した事項を記録し、その記録を5年間保存すること。 等

※5：工事発注事業者とは、工事発注者のうち、建設工事の規模が80㎡以上の解体工事又は500㎡以上の新築又は増築工事を発注する事業者をいいます。

※6：産業廃棄物処理業の許可又は廃棄物処理施設の許可を有しない場合



県内において、不適正処理があった場合は、支障の除去等の措置を講じるとともに、措置内容を記載した報告書を提出しなければなりません。



- 工事発注者は努力義務です。
- 工事発注事業者は、これらの確認等を必ず行わなければなりません。

措置を講じた日から14日以内に報告すること。

勧告	産業廃棄物の不適正な処理により、生活環境の保全上の支障が生じている場合、工事発注事業者に支障の除去を講ずるよう勧告することがあります。	勧告に従わない場合、公表することがあります。
-----------	---	------------------------

④ 工事受注者の講ずべき措置

工事受注者は、工事発注事業者にその建設工事に伴い発生する産業廃棄物の処理について説明をするとともに、工事発注者から当該事項について説明を求められたときは、誠実に応じなければなりません。

《説明する事項》

- ◆ 上記Bの工事発注者（工事発注事業者）が《確認する事項》を説明すること。

勧告	工事受注者が、工事発注事業者に説明をせず、又は虚偽の説明を行ったときは、工事受注者に対し、説明その他必要な措置を講ずるよう勧告することがあります。	勧告に従わない場合、公表することがあります。
-----------	---	------------------------

④ 土地所有者の講ずべき措置

土地所有者（占有者、管理者を含む。）は、自分の所有（占有、管理）する土地において、廃棄物の不適正な処理が行われないように、その土地の適正な管理に努めなければなりません。

《適正な管理の例》

- ◆ 定期的な土地の状況の確認、連絡先の周知、不法投棄されにくい環境の整備（草刈り、ごみ拾い、立て看板の設置等）、借地人の土地の使用目的の事前確認 等



産業廃棄物処理業者等に土地を貸したときにおいて不適正処理があった場合は、支障の除去等の措置を講じるとともに、措置内容を記載した報告書を提出しなければなりません。

措置を講じた日から14日以内に報告すること。

勧告	その土地において、産業廃棄物の不適正な処理により、生活環境の保全上の支障が生じている場合、土地所有者に支障の除去を講ずるよう勧告することがあります。	勧告に従わない場合、公表することがあります。
-----------	--	------------------------

4 再生利用業者指定制度^{※7}

再生利用業の指定基準、処理基準を定めています。再生利用業の指定を受ける場合は、この条例に基づく手続を行う必要があります。

- ◆ 再生利用業者の指定に関する主な基準は次のとおりです。
 - ① 再生に適する処理施設を有すること。
 - ② 再生を的確に行うに足る知識・技能を有すること。
 - ③ 再生を的確に、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
 - ④ 欠格要件に該当しないこと。
 - ⑤ 営利を目的としないこと。
- ◆ 指定産業廃棄物の処理を行うときは、廃棄物処理法で定める産業廃棄物処理基準に準じて処理を行わなければなりません。
- ◆ 再生利用業者は5年ごとに指定の更新を受けなければなりません。

※7：再生利用業者指定制度とは、営利を目的とせず産業廃棄物を確実に再生利用する場合に知事の指定を受けることにより、指定に係る産業廃棄物（指定産業廃棄物）の処理について、廃棄物処理法の処理業の許可を不要とする制度をいいます。

改善命令	処理基準に適合しない処理が行われた場合、改善命令の対象となります。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
-------------	-----------------------------------	--------------------

5 廃棄物の処理施設の周辺地域への配慮

廃棄物の処理施設を設置するに当たっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するほか、関係市町村長や関係住民等との環境保全協定の締結に努めるとともに、事業場に処理状況等の帳簿を備え置き、関係住民等に開示しなければなりません。

A 関係住民の範囲

- ◆ 周辺地域の範囲は、廃棄物の処理施設の種類ごとに一定の水平距離内に存する地縁に基づいて形成される団体（区や町内会等）の区域を基本とします。
- ◆ 関係住民は、周辺地域内の居住者等、農業、林業又は漁業を営む者そのほか生活環境の保全上の利害関係を有する者とします。

周辺地域の範囲の目安

- 積替保管施設 敷地境界から50m
- 廃棄物焼却炉
 - ① 最大着地濃度出現距離
 - 又は
 - ② 敷地境界から計画煙突高の30倍に当たる距離
 } { ただし、敷地境界から
500mを下回る場合は
500m }
- 堆肥化施設
 - ① 処理能力5トン/日未満 敷地境界から500m
 - ② 処理能力5トン/日以上 敷地境界から1km
- 最終処分場 敷地境界から1km
- 上記以外の処理施設 敷地境界から200m

B 環境保全協定の締結

- ◆ 廃棄物の処理施設の設置者は、関係市町村長又は関係住民から生活環境の保全に関する協定（環境保全協定等）の締結を求められたときは、誠実にその求めに応じるよう努めなければなりません。

C 記録及び閲覧

- ◆ 廃棄物処理施設の設置者、産業廃棄物処理業者等及び工事受注者で自社処理を行う者は、廃棄物の処理状況や大気・水質等の測定結果等について記録し、関係住民、排出事業者又は工事発注者の求めがあったときは閲覧させなければなりません。

勧告	正当な理由なく、閲覧を拒んだときは、閲覧の実施その他必要な措置を講ずるよう勧告することがあります。	勧告に従わない場合、公表することがあります。
-----------	---	------------------------

6 事業計画協議

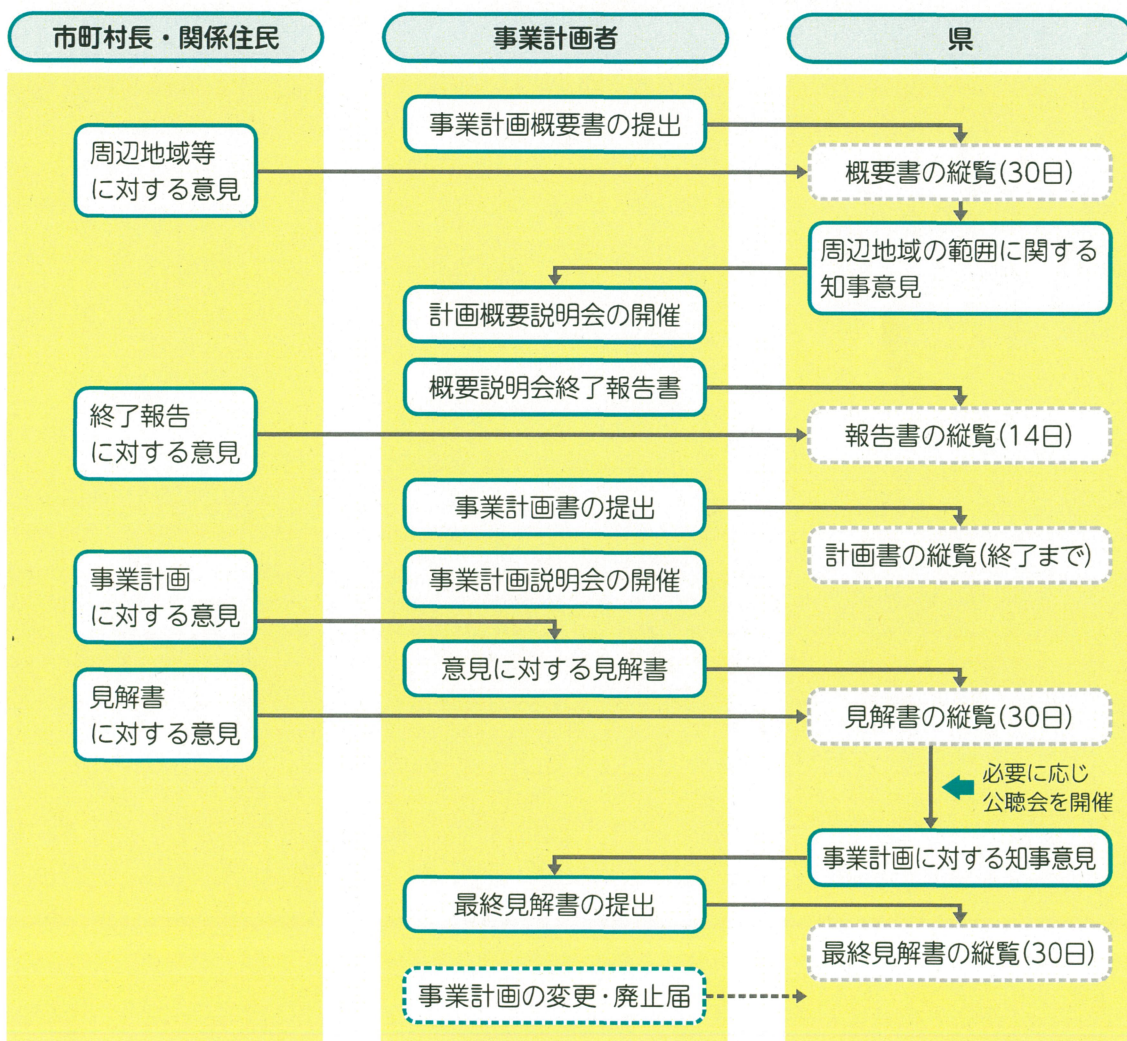
産業廃棄物処理業や廃棄物処理施設設置の許可申請などに先立ち、事業計画者と関係住民等が開かれた場において十分なコミュニケーションを行い、その過程を通じて事業計画をより良いものとし、関係住民との合意形成を図るための手続として事業計画協議を定めました。

A 事業計画協議の対象者

- ◆ 廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設がある場合に限る。）の許可、産業廃棄物処分業の許可、自動車リサイクル法の解体業等の許可、再生利用業の指定及びこれらの変更許可又は変更指定を受けようとする者（下記フローで「事業計画者」）は、この条例に基づく事業計画協議を行わなければなりません。
- ◆ ただし、移動式の処理施設で廃棄物の排出場所においてのみ処理する者、自ら排出した廃棄物のみを処理する者、許可又は指定の更新を申請する者、生活環境の保全上支障のない変更をしようとする者として知事が認める者については、事業計画協議を行う必要はありません。

Point 事業計画協議後に、許可の申請となります。

B 事業計画協議のフロー



7 その他

A 行政処分の公表等

- ◆ 県は、廃棄物処理法又はこの条例の規定に基づく処分、勧告等を厳正にかつ速やかに行います。また、行政処分を行ったときは、当該処分を受けた者の氏名及び処分内容を速やかに公表するとともに、排出事業者等から求めがあったときは、廃棄物処理法又はこの条例に違反する行政指導の内容に関する情報を提供します。

B 実績報告及び準多量排出事業者の減量等に関する計画の提出

★ 産業廃棄物処理実績報告

産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設の設置者は、毎年6月30日までに前年度の処理状況について県に報告しなければなりません。

★ 産業廃棄物の減量等に関する計画

- 準多量排出事業者^{※8}は、毎年6月30日までに当該事業場から排出する産業廃棄物の減量その他処理に関する計画を県に提出しなければなりません。^{※9}
- 準多量排出事業者は、毎年6月30日までに前年度の計画の実施状況について県に報告しなければなりません。^{※9}

※8：準多量排出事業者とは、前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満である事業場をいいます。

※9：前年度の産業廃棄物の発注量が1,000トン以上の事業場（多量排出事業者）は、廃棄物処理法第12条第9項の規定により、県に提出しなければなりません。

お問い合わせ先

この条例の内容や手続き等については、以下の地域振興局環境・廃棄物対策課又は県庁資源循環推進課(026-235-7164)へお問い合わせください。

地域振興局名	住 所	直通電話	管 轄 区 域
佐 久	佐久市跡部 65-1	0267(63)3166	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
上 伊 那	伊那市荒井 3497	0265(76)6817	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡 木曾郡
松 本	松本市大字島立 1020	0263(40)1956	岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 東筑摩郡 北安曇郡
長 野	長野市大字南長野 南県町 686-1	026(234)9590	須坂市 中野市 千曲市 飯山市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡



しあわせ信州

この条例は、長野市及び松本市を除く長野県内に適用されます。

